

関東信越税理士会  
熊谷支部1月例会次第

日時 平成27年1月14日(水)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 12月 4日(木)	支部理事推薦投票	於	ホテルガーデンパレス
(2) 12月 4日(木)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 12月 4日(木)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 12月 4日(木)	第2回理事推薦委員会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 12月 4日(木)	忘年会	於	ホテルガーデンパレス
(6) 12月 8日(月)	県連支部長会・分掌機関会議	於	大宮ソニックシティ
(7) 12月10日(水)	本会理事会・支部長会	於	大宮パレスホテル
(8) 12月11日(木)	確定申告日程表作成	於	支部事務局
(9) 12月16日(火)	県連支部長会・常務理事会・理事会	於	埼玉県税理士会館
(10) 1月 6日(火)	新春挨拶周り	於	熊谷税務署他
(11) 1月 6日(火)	正副支部長会	於	未定
(12) 1月 8日(木)	深谷商工会議所新春賀詞交歓会	於	埼玉グランドホテル深谷
(13) 1月 8日(木)	熊谷商工会議所新春賀詞交歓会	於	ホテルガーデンパレス
(14) 1月 9日(金)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(15) 1月10日(土)	埼玉県行政書士会熊谷支部新年賀詞交歓会	於	マロウドイン熊谷

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会・署との協議会

日時 1月14日(水)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 支部研修会

日時 1月14日(水)午前10時45分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 農業青色・雑損控除(雪害)  
講師 熊谷税務署担当官

(3) 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会

日時 1月14日(水)午後12時10分～  
場所 パレスホテル大宮

(4) 本会支部長会

日時 1月19日(月)午後1時30分～  
場所 さいたま市民会館おおみや

(5) 本会臨時総会

日時 1月19日(月)午後2時30分～  
場所 さいたま市民会館おおみや

(6) e-tax研修会

日時 1月19日(月)午後1時30分～4時00分  
場所 埼玉工業大学

(7) 熊谷地区税務四者協議会

日時 1月20日(火)午後4時00分～  
場所 埼玉県熊谷会館「展示室」

(8) 農業青色申告会との調印式

日時 1月21日(水)午後3時30分～  
場所 熊谷税務署

(9) 支部第2回理事会

日時 1月21日(水)午後5時00分～  
場所 熊谷商工会議所2-3

(10) e-tax研修会

日時 1月26日(月)午後1時30分～4時00分

場所 埼玉工業大学

(11)熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(水)午後6時30分～

場所 マロウドイン熊谷

(12)正副支部長・署との協議会

日時 2月2日(月)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(13)正副支部長・地域長及び次年度正副支部長・地域長合同会議

日時 2月2日(月)午後4時45分～

場所 いづみ寿司

(14)宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月5日(木)午後5時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(15)法人会青年部との懇談会

日時 2月5日(木)

場所 籠原シティフィールド

(16)支部臨時総会

日時 2月9日(月)例会終了後

場所 ホテルガーデンパレス

(17)理事予定者会議

日時 2月9日(月)正午～

場所 ホテルガーデンパレス3F芙蓉

(18)県連役員推薦委員会

日時 2月10日(火)午後4時00分～

場所 埼玉県税理士会館

(19)本会納税視察

日時 2月24日(火)午後2時50分～

場所 深谷コミュニティセンター

(20)熊谷さくらマラソン

日時 3月22日(日)

場所 熊谷市内

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

税理士法人解散

塚原・小林税理士法人(平成26年12月1日 解散登記)

6. 次回例会予定

日時 2月9日(月) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

支部研修会

日時 2月9日(月) 午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 確定申告

講師 熊谷税務署担当官

バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・市役所発

12時20分 熊谷駅南口発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年1月14日現在)

2月例会	2月 9日(月)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(金)	午後4時00分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

確定申告関係用紙の配布については、今後縮小する方向で検討中です。国税庁のホームページからダウンロードして利用するか、e-taxの利用をお願いします。

## 埼税協熊谷地域1月例会

平成27年1月14日(水)

### 会務報告

26.11.26(水) 第9回常務理事会 第3回地域長会

(時間・場所) 14:00～ 清水園

(協議事項)

#### 1 審議事項

(1)提携希望企業について

みずほ銀行

(2)福祉共済事業推進施策について

(3)総代選挙について

・総代選挙管理委員

・総代選挙立会人

・総代選挙期日

(4)海外研修旅行について

・日程

・場所

(5)コスモテック特許情報システム㈱について

(6)その他

#### 2 確認事項

(1)提携企業との協議会運営について

(2)中間事業報告について

#### 3 報告事項

(1)提携企業について

26.11.26(水) 提携企業との協議会

(時間・場所) 15:30～17:00 清水園

1. 分科会 (1)現在までの活動状況

(2)要望事項・質問事項

2. 全体会(報告会)

(1)分科会協議事項発表

(2)総括

26.12.11(木) 第10回 常務理事会・第4回 地域長会

(時間・場所) 13:30～ 清水園

(協議事項) 1 審議事項

(1)役員改選における地域理事数及び総代数について

(2)富士ゼロックス埼玉(株)

データのバックアップについて

(3)提携希望企業について

みずほ銀行

(4)その他

2 確認事項

(1)ひまわり生命との協議会運営について

26.12.11(木) 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命との協議会

(第1回 埼玉ひまわり会)

(時間・場所) 15:00～17:00 清水園

(協議事項) 1 議題

(1)損保ジャパン日本興亜ひまわり生命(株)及び埼玉ひまわり会について

①損保ジャパン日本興亜ひまわり生命(株)とは

②埼玉ひまわり会 会則の確認

(2)埼玉ひまわり会セミナー「会計事務所経営の最新情報」

—会計業界の現状と新しい時代の潮流—

講師 (株)実務経営サービス 中井社長

(3)その他(質疑応答)

26.12.16(火) 第2回 理事会

(時間・場所) 14:00～ パレスホテル大宮

(協議事項) 1 審議事項

(1)総代選挙管理委員委嘱の件

(2)総代選挙立会人委嘱の件

(3)総代選挙期日について 平成27年5月27日

(4)組合加入者・賛助会員の承認の件

2 報告事項

(1)中間監査報告

(2)各部門からの報告

税理士事務所における無料税務相談日程表 27年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		嶋田洋一	2月12日	柴崎 健	2月12日
新井重道	2月 3日	清水 武	12日	菅 美子	2日
岡本祐一	4日	清水茂昭	12日	曾根邦夫	6日
荻野八郎	5日	鈴木 昇	3日	染谷美美子	10日
近藤 博	6日	高橋泰三	2日	竹村宗一	12日
曾根和也	6日	高橋勤二	2日	富田秀昭	4日
納見 宏	10日	田代充雄	6日	長谷部信行	12日
野本年信	12日	中村尚和	5日	長谷部好一	12日
西田政隆	2日	能見孟俊	10日	福島泰彦	2日
橋本直樹	6日	橋本久夫	2日	堀野富士夫	5日
本塚文雄	5日	前山信一	4日	武藤伸悟	13日
本塚雄一郎	5日	松本一良	2日	南部地区	
吉留良平	2日	村田克也	12日	伊藤修二	2月 6日
渡辺 実	13日	山崎造成	4日	伊藤新吾	5日
渡辺 保	13日	陸名久好	4日	大山 進	5日
渡辺雅江	13日	龍前篤司	3日	大山 亨	5日
		渡邊慶二	2日	大久保秀彦	2日
				金井千尋	4日
				川田 茂	3日
				木村和吉	10日
東部地区				小山浩志	5日
天笠裕司	2月10日			林 法政	2日
飯島賢二	5日			林 正浩	2日
石井喜浩	2日			原 靖	3日
石川利吉	4日	西部地区		蛭川俊也	10日
市原忠男	5日	石澤利一	2月 6日	蛭川高鋭	10日
岩井恒夫	6日	江森 武	10日	藤野廣治	6日
小野博行	10日	大谷廣安	5日	藤野佳子	6日
栢沢邦夫	12日	大谷宏一	5日	水野利男	12日
木島重雄	3日	小野澤克則	13日	水野敦史	12日
小島久幸	13日	柿沼和歌枝	2日	森戸 裕	13日
櫻井則彦	5日	北原理恵	2日	安原 猛	13日
桜澤 敦	2日	小島周二	3日	横室英雄	4日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
北部地区		油井豊仁	2月 5日	角田房司	2月 2日
姉崎正一	2月 5日	吉田嘉高	6日	寺山智久	3日
井田幸子	1 2日	吉田貴之	6日	富岡宏之	6日
井上征夫	2日			中澤仁之	10日
大島孝夫	1 3日			中野敦夫	2日
金谷初雄	2日			中村久三郎	1 2日
亀村昌雄	2日			中村文男	1 2日
金子治夫	2日			中村敏行	2日
神田福男	4日			根岸文男	6日
木本英男	1 0日			灰野耕二	6日
栗林昭人	3日			萩原 篤	2日
小田部安彦	4日			濱野高志	3日
小林 勇	1 0日	深谷地区		福島 昭	4日
小林拓人	5日	相原信夫	2月 3日	福島繁夫	4日
櫻井富美子	6日	秋池正江	6日	本田 章	5日
澤田勝利	2日	足立憲夫	5日	横村メ彦	1 3日
鈴木康夫	1 2日	内田守一	5日		
鈴木雄一	1 2日	大久保匡志	1 2日		
須永栄子	4日	萩野 薫	3日	大里地区	
戸井田浩	4日	萩野正博	3日	新井 叶	2月 3日
戸井田利夫	5日	萩原利彦	6日	新井政雄	2日
長澤久雄	3日	笠原行男	5日	兼子重雄	3日
中村武司	1 3日	金子良光	1 2日	相馬広明	4日
萩原直幸	5日	神山隆夫	1 3日	中澤一雄	1 0日
橋本泰久	4日	木藤久丹江	4日	橋本則彦	1 2日
藤井一雄	1 2日	黒須克仁	2日	小林喜一郎	6日
堀越雄司	1 0日	小暮隆史	2日	小林賢一郎	6日
前嶋修身	2日	小林幹夫	2日	南 絹代	1 3日
前島義邦	3日	高岡 洋	6日	山本文子	6日
前島義徳	3日	高橋 鐵	6日	吉橋 徹	5日
増田俊樹	5日	高橋信雄	3日		
森田正男	5日	武田 哲	5日		
山川宏之	4日	土屋政信	1 0日		

- Q. 医療費控除とは、支払った医療費が戻る制度でしょうか？
- A. 支払った医療費が戻る制度ではありません。確定申告で医療費控除を申告し、所得税（国税）を再計算することで、源泉徴収された所得税額（給与収入や年金収入のかた）を上限額として、清算された所得税額の一部が戻る（還付される）仕組みとなります。
- ※自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」については、市の保険年金課までお問い合わせください。
- Q. 所得税がかからない範囲の収入しかないのに、医療費控除を申告する必要はないのでしょうか？
- A. 医療費控除の申告義務はありませんが、所得税がかからないかたでも、市・県民税申告で医療費控除を申告することで、市・県民税額が減額になる可能性があります。
- Q. 医療費控除の手続きについて教えてください。
- A. 医療機関等から発行された領収書の原本（平成26年1月1日から12月末日までの領収印があるもの）と、医療費の明細書（この用紙の表面）をあらかじめ作成のうえ、確定申告時に持参してください。
- Q. 家族分の医療費を、まとめて申告することができるのでしょうか？
- A. 生計を一にする家族であれば、各人にかかった医療費をまとめて申告することができます。
- Q. 確定申告したあとに、領収書を返却されましたが、確定申告に領収書は不要でしょうか？
- A. 医療費控除の申告には、医療機関等からの領収書の原本が必要ですので、持参してください。健康保険組合から送付される「医療費のお知らせ」は領収書の代用はできません。なお、返却した領収書は、申告後5年間の保存義務があるので、大切に保管してください。
- Q. 確定申告したときに医療費控除の対象外があると言われましたが、どのようなものが該当しますか？
- A. 予防や検査の費用（例：インフルエンザの予防接種）など治療行為でないものが、対象外となります。また、社会保険から補てんされる金額（例：出産手当一時金）や、医療保険等から補てんされる金額（例：入院保険金）は、医療費の合計額から差し引いて計算します。
- Q. 在宅介護やショートステイを利用していますが、医療費控除の対象となりますか？
- A. 領収書の全額ではなく「医療費控除対象額」として記載されてある金額のみが対象となります。利用している施設やサービスが対象となるかは、ご利用の介護施設等にお問い合わせください。

雪害で住宅や家財に被害を受けたかたへ

災害等により住宅や家財（カーポート等）に被害を受けたかたや、取壊し・除却など（災害関連費用）の支出があったかたは、雑損控除として所得控除の申告をすることで、所得税および市・県民税が軽減される場合があります。

日時および場所

平成27年2月13日（金）9:30～11:30、13:00～15:00

深谷コミュニティセンター 2階第一会議室（深谷市本住町17-1）

※給与所得者と年金受給者のかたが対象となります。この日以外は熊谷税務署の取り扱いとなり、深谷市内の各申告会場では受付できません。

申告に必要な書類

取得価格がわかるもの、修繕・取壊しに係る領収書、り災証明書など。

お問い合わせ先：熊谷税務署 個人課税部門 048-521-5649（直通）

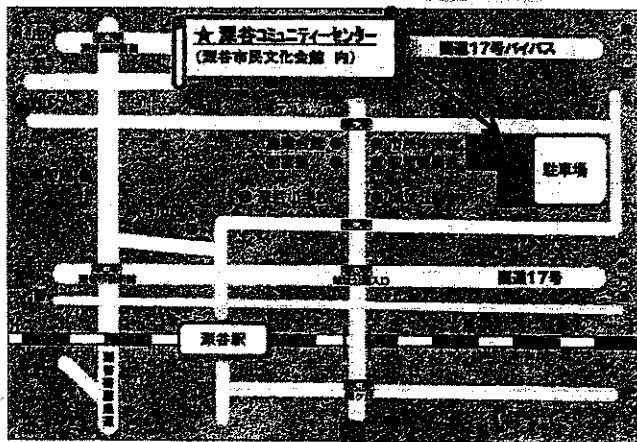
雑損控除における所得控除額

「損失の金額－保険金等で補てんされる金額－総所得金額等×10%」か

「災害関連費用－保険金等で補てんされる金額－50,000円」のいずれか大きい金額

ご注意ください！！

事業用設備（店舗・工場や農業用ビニールハウスなど）に被害を受けたかたは、雑損控除の申告ではなく、事業（農業）所得の計算において費用（資産除却損等）に計上してください。また、災害減免法の適用については、熊谷税務署までお問い合わせください。





税対資料 2

お住まいの受け付け日を確認し、来場してください。  
 明戸・新井は大寄公民館で受け付けます。  
 ※受付日程は、住所表示ですが、上野台・東方の下原前と南下原は自治会名での表示となっています。  
 ※午前中は大変混み合います。午後2時以降が比較的すいています。

とき	該当地区	ところ
2月13日(金)	本田・島山・上原・菅沼・瀬山・川本明戸・武川	川本公民館 (菅沼1009)
2月16日(月)	田中・長在家	
2月17日(火)	普濟寺・岡部・榛沢・後榛沢	
2月18日(水)	岡・岡里	岡部公民館 (山河1324-1)
2月19日(木)	山崎・榛沢新田・沓掛・西田・本郷・今泉・針ヶ谷・山河・櫛挽	
2月20日(金)	東方・幡羅町	
2月22日(日)	市内全域(平日来られないかた)	幡羅生涯学習センター・幡羅公民館 (東方1370)
2月23日(月)	明戸地区(明戸・新井を除く)・原郷	
2月24日(火)	常盤町・国済寺・東方町・国済寺町・本田ヶ谷	
2月25日(水)	上柴町西1~7丁目・上野台(小台・ビッグウイング深谷)・秋元町	キララ上柴・上柴公民館 (上柴町西4-2-14)
2月26日(木)	上柴町東1~7丁目・東方(下原前・南下原)	
2月27日(金)	上野台(大台・鼠・台坂・台天白)	
3月 1日(日)	市内全域(平日来られないかた)	南公民館 (宿根645-1)
3月 2日(月)	上野台(八幡台・泉台)・萱場・見晴町・宿根・桜ヶ丘・柏合	
3月 3日(火)	人見・櫛引・境・櫻合	藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 (人見1967-1)
3月 4日(水)	大谷・折之口	
3月 5日(木)	武蔵野	
3月 6日(金)	小前田・緑台	花園生涯学習センター・花園公民館 (小前田2345-1)
3月 9日(月)	荒川・黒田・永田・北根	
3月10日(火)	深谷町・栄町・緑ヶ丘・寿町・田所町・曲田・伊勢方	深谷生涯学習センター・深谷公民館 (仲町20-2)
3月11日(水)	仲町・本住町・稲荷町・天神町・西島・西島町	
3月12日(木)	深谷・田谷・東大沼・西大沼	
3月13日(金)	明戸・新井・大寄地区・北阿賀野・横瀬・上手計・下手計・大塚	大寄公民館 (起会84-1)
3月16日(月)	血洗島・南阿賀野・町田・豊里地区	

**税務署の署外会場および 関東信越税理士会熊谷支部無料相談会場**

とき	2月16日(月)~3月11日(水) (土・日曜日を除く) 午前9時30分~午後3時30分 (正午~午後1時を除く)
ところ	深谷コミュニティセンター2階第1会議室(本住町17-1)
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得で医療費控除の申告をするかた</li> <li>平成26年中に退職などで年末調整を受けていないかた</li> <li>公的年金などを受給し、申告をするかた</li> <li>給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけのかた</li> </ul>

**医療費控除 医療費明細**  
 医療機関などの領収書  
 医療を受けたかた(こと)に  
 けてまとめてください(1)  
 計算は、事前に済ませて  
 ください。  
 事業・農業・不動産所得  
 あるかたは、収入と必要  
 費を計算した収支内訳書  
 作成してください。  
 医療費控除を受けるかた  
 医療費明細書を作成し  
 ください。

※予防接種・通常の健康診  
 断や人間ドックは医療費控  
 除の対象になりません。ま  
 た、医療費控除は、各年分  
 ごとの申告となります。  
 ・その他 障害者手帳など  
**大雪により被害を受けたか  
 たの申告相談会**  
**対象** 自身や扶養親族など  
 が所有する住宅(屋根・雨  
 どいなど)やカーポートな  
 どに被害を受け、次のいす

れかに該当するかた  
 ①給与所得者  
 ②公的年金受給者  
**とき** 2月13日(金)午前9時  
 30分~11時30分、午後1時  
 ~3時  
**ところ** 深谷コミュニティ  
 センター第1会議室  
**問い合わせ** 熊谷税務署  
 (0521-5049)

申告書の提出対象とならな  
 い場合があります。  
 ※当日都合の悪いかたは、  
 熊谷税務署で申告をしてい  
 ださい。  
**税理士による確定申告相  
 談・申告書作成指導(無料)**  
**対象** 年間の収入金額が  
 600万円以下で、次のい  
 すれかに該当するかた  
 ①公的年金などを受けてい  
 る

②給与所得で医療費控除を  
 受けようとしている  
 ③年の途中で退職・就職な  
 どにより年末調整を受けて  
 いない  
**とき** 2月20日(月)~13日(金)  
 (土・日曜日、祝日を除く)  
**ところ** 税理士事務所  
**問い合わせと申し込み** 関  
 東信越税理士会熊谷支部  
 事務局(0521-1331  
 2) またはお近くの税理士  
 事務所へ

FAX: 048-643-1475

関東信越税理士会 本会事務局 (情報システム部 担当)

ご記入が終わりましたら、お手数ですが上記宛に送信いただきますようお願いいたします。

## ○ 電子申告利用促進ツールについてのアンケートのお願い

今後の参考にさせていただきますので、宜しければアンケートにご協力ください。

【 選択項目の記入方法 ——— 該当する項目をチェックしてください 例: □ → ☑ 】

事務所の所在県  茨城  栃木  群馬  埼玉  新潟  長野

### 1. 制作したポスターについて

- a 事務所にてポスターを利用していますか？  
 利用している  利用を検討している  利用する予定はない  その他[ ]
- b ポスターの評価についてお聞かせください
- ① メッセージの内容について  非常に良い  良い  普通  悪い  非常に悪い
- ② デザインについて  非常に良い  良い  普通  悪い  非常に悪い
- ③ 使い勝手について  非常に良い  良い  普通  悪い  非常に悪い
- c 次回、電子申告の利用促進ツールを制作する場合、特にどこに力点をおいたメッセージがよいですか  
 電子申告の利用を一般に広く呼びかける内容  
 ツールを利用する事務所が電子申告に対応していることをアピールする内容  
 税理士や税理士会の電子申告に対する役割を説明する内容  
 電子申告に対する事務所内部の意識づけをはかる内容  
 その他[ ]  
 制作の必要はない(⇒ 質問「d」へのご回答は不要です)
- d 次回、電子申告の利用促進ツールを制作する場合、どのようなものがよいですか  
 ポスター  ステッカー  その他[ ]
- e ポスターについて具体的なご意見をお聞かせください(任意自由記述)

### 2. 電子申告について

- a 事務所にて電子申告を利用していますか  
 利用している  利用を検討している  利用する予定はない  その他[ ]
- b 利用している方にお聞きます。関与先の申告件数のうち電子申告の利用件数割合はどのくらいですか。  
・全体の申告件数のうち電子申告の利用割合 [ %]  
└─ 所得税の申告件数のうち電子申告の利用割合 [ %]  
└─ 法人税の申告件数のうち電子申告の利用割合 [ %]
- c 電子申告の普及状況をどのように考えますか。  
 十分に普及している  それなりに普及している  
 まだまだ普及を進める必要がある  普及していないが普及の必要はない  
 その他[ ]
- d 電子申告について具体的なご意見をお聞かせください(任意自由記入)

ご協力ありがとうございます。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
27. 3. 9 (月)	前山信一	
27. 3. 12 (木)	松本一良	
27. 3. 16 (月)	村田克也	
27. 3. 19 (木)	山崎浩成	
27. 3. 23 (月)	龍前篤司	
27. 3. 26 (木)	渡邊慶二	
27. 3. 30 (月)	大谷宏一	
27. 4. 2 (木)	小野澤克則	
27. 4. 6 (月)	柿沼和歌枝	
27. 4. 9 (木)	北原理恵	
27. 4. 13 (月)	小島周二	
27. 4. 16 (木)	柴崎 健	
27. 4. 20 (月)	菅 美子	
27. 4. 23 (木)	富田秀昭	
27. 4. 27 (月)	長谷部好一	
27. 4. 30 (木)	福島泰彦	
27. 5. 11 (月)	大山 亨	
27. 5. 14 (木)	大久保秀彦	
27. 5. 18 (月)	金井千尋	
27. 5. 21 (木)	川田 茂	
27. 5. 25 (月)	木村和吉	
27. 5. 28 (木)	小山浩志	
27. 6. 1 (月)	林 法政	
27. 6. 4 (木)	林 正浩	
27. 6. 8 (月)	原 靖	
27. 6. 11 (木)	蛭川高鋭	

\*午後1時30分～4時00分

\*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

日時 平成27年1月14日(水)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税理士無料相談日程について (総務課)

期間：平成27年2月16日(月)～平成27年3月11日(水)

場所：深谷コミュニティーセンター

ご協力よろしくお願いたします。

(2) 確定申告会場設置に伴う署内レイアウトの変更について (総務課)

昨年12月22日(月)に署内レイアウトを変更しました。

昨年度同様、1階に申告会場を設置しましたので、4月10日(金)までは納税や文書提出の窓口が2階事務室となりました。

例年、期限間際は混雑いたしますので、早期提出をお願いいたします。

(3) e-Tax 利用のお願い (総務課)

法定調書の提出期限が2月2日(月)となりますので、是非 e-Tax のご利用をお願いいたします。

なお、個人課税部門から、大口源泉徴収義務者従業員に対する自宅 ICT 申告の働き掛けを依頼する文書を、該当する税理士先生あてにお送りしておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、法人会を通じて、会員企業あてに従業員に対する国税庁ホームページ紹介依頼文書を配付いたしますので、ご承知おきください。

(4) 平成 27 年中に適用される延滞税等の割合について (管理運営部門)

別添 1 「延滞税等特例割合表」及び別添 2 「延納利子税等特例割合表」参照

平成 27 年中に適用される還付加算金、利子税及び延滞税の割合は、別添 1 及び別添 2 のとおり確定しましたので、お知らせします。

(5) 確定申告期における期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨について

(管理運営部門)

別添 3 「納付の期限等のお知らせ」参照

申告所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、別添 3 のとおりです。

期限内納付指導については、確定申告期においても引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、期限内納付には、振替納税が非常に有効であることから、振替納税を利用されていない納税者に対しては、便利で安全な振替納税(口座振替)を勧めていただき、積極的な利用勧奨をお願いします。

また、振替納税を利用されている納税者に対しては、残高不足等で振替不能となった場合には納期限の翌日から延滞税が加算されますので、事前の残高確認をご指導願います。

現金で納付される納税者に対しては、納付書を交付いただき、納期限までに金融機関で納付するようご指導願います。

別添 3 のチラシについては、確定申告関係用紙と共に熊谷支部事務局に備付けをお願いしますので、期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨に活用いただきますようお願いいたします。

※ 納期限までに納付できない納税者に対しては、早めに税務署徴収担当に相談するようご指導をお願いします。

※ 消費税及び地方消費税の申告書を提出する際には、消費税納付チェック表を併せて提出いただきますようお願いいたします。

(6) 猶予制度の見直しについて

(徴収部門)

平成 26 年度税制改正により、猶予制度の見直しに係る国税通則法及び国税徴収法の改正が行われ、平成 27 年 4 月から施行されることとなりました。

別添 4 をご覧になり、内容の確認をお願いいたします。

なお、国税庁では、改正法の施行に向けて、申請書や添付書類の書式を制定するほか、猶予制度の概要に関するリーフレットや、猶予の申請の手続や申請書等の書き方を説明する「手引き」を作成しているところです。

税理士の皆様には、猶予制度の見直しに関する法改正の内容についてご理解いただき、適切な猶予の申請書及び添付書類を作成いただくよう、ご協力をお願いいたします。

(7) e-Tax 研修会の開催について

(個人課税部門)

開催日時		場 所
1 月 19 日 (月)	午後 1 時 30 分から	埼玉工業大学 (深谷市普濟寺 1690) 23 号館 情報基盤センター実習室 2321 教室
1 月 26 日 (月)	午後 4 時まで	

上記の日程で、e-Tax 研修会を開催いたします。

研修内容は、両日とも同一です。

研修は、

○事前準備初期設定の方法

○e-Tax 代理送信の方法

を予定しております。

添付書類

- 1 「延滞税等特例割合表」 (管理運営部門)
- 2 「延納利子税等特例割合表」 (管理運営部門)
- 3 「納付の期限等のお知らせ」 (管理運営部門)
- 4 「猶予制度の見直し」 (徴収部門)

延滞税等特例割合表

項目	判定基準日	特例割合 適用開始													
		H11.11.30 H12.11.30	H12.11.30 H13.11.30	H13.11.30 H14.11.30	H14.11.30 H15.11.30	H15.11.30 H16.11.30	H16.11.30 H17.11.30	H17.11.30 H18.11.30	H18.11.30 H19.11.30	H19.11.30 H20.11.30	H20.11.30 H21.11.30	H21.11.30 H22.11.30	H22.11.30 H23.11.30	H23.11.30 H24.11.30	H24.11.30 H25.12.12
還付加算金、延滞税および利子税の割合	判定基準日 基準割引率等 ※① H11.12.31 以前	0.5 H12.1.1 以降一年間	0.5 H13.1.1 以降一年間	0.1 H14.1.1 以降一年間	0.4 H19.1.1 以降一年間	0.1 H18.1.1 以降一年間	0.4 H19.1.1 以降一年間	0.75 H20.1.1 以降一年間	0.5 H21.1.1 以降一年間	0.3 H22.1.1 以降一年間	0.3 H23.1.1 以降一年間	0.3 H24.1.1 以降一年間	0.3 H25.1.1 以降一年間	0.3 H26.1.1 以降一年間	0.9 H27.1.1 以降一年間
還付加算金	国税通則法58条第1項	4.5	4.5	4.1	4.4	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9
利子税 ※②	所得税法101条3項 相続税法59条1項 法人税法79条7項等	4.5	4.5	4.1	4.4	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9
延滞税	国税通則法60条第2項	4.5	4.5	4.1	4.4	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	2.9
		14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	9.2

※① 基準割引率等について  
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について  
相続税・贈与税の延滞利子税、相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税は、延滞利子税等特例割合表による。

延納利子税等特例割合表

務) H13.05.01以降に延納期間が開始する下記の2の延納利子税率は2.0%です。  
適用する利子税率は分納期間が開始する日で判断します。

特例割合  
適用開始

Table with columns for category (e.g., 1 不動産等), 延納利子税割合 (12年度, 14年度), 特例改正後の割合, 適用開始日, and 特例改正後の割合. Includes rows for 1 不動産等, 2 不動産等に係る延納相殺額, 3 計画貸立木の割合が20%以上の場合, 4 不動産等に係る延納相殺額, 5 不動産等に係る延納相殺額(を除去), 6 計画貸立木の割合が20%以上の場合, 7 一般の延納相殺額(8.9、及び10を除く), 8 立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相殺額(10を除く), 9 特別地域等内の土地に係る延納相殺額, 10 計画貸立木の割合が20%以上の場合.

Table with columns for category (e.g., 相殺税・贈与税の納税額予利子控除), 特例改正後の割合, 適用開始日, and 特例改正後の割合. Includes rows for 相殺税・贈与税の納税額予利子控除 (一部規定・全部規定等の限に納付する場合), 贈与税.

※① 基準割引率等について  
平成12年～平成25年までは日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 平成26年1月1日を含む分納期間における経過措置について  
平成25年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、改正法施行後の特例割合を適用して延納利子税を計算し、平成25年12月31日以前の特例割合(4.3%)に対応した割合により延納利子税を計算する。



# 納付の期限等のお知らせ

平成26年分 **確定申告** 申告所得税及び復興特別所得税 消費税及び地方消費税 (個人事業者)

納付の期限  
(納期限)

平成27年  
3/16  
月

平成27年  
3/31  
火

振替日

(振替納税をご利用の場合)

平成27年  
4/20  
月

平成27年  
4/23  
木

納付額のメモにご利用ください…

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成27年6月1日(月)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせは**ありません**ので、ご注意ください。

※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

## ● 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

## ● 振替納税を利用されていない方へ

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。\*金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。裏面の「電子納税のご案内」をご覧ください。

なお、納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

## 振替納税のご案内

納税には .....

### 便利で安全な振替納税(口座振替)

.....をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。  
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

#### 【提出書類】

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。)

用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。

また、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることもできます。

#### 【提出期限】

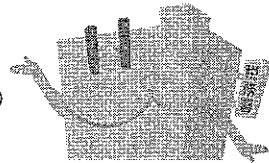
振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

平成26年分確定申告 から利用する場合	申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 平成27年3月16日 消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ 平成27年3月31日
------------------------	---

#### 【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

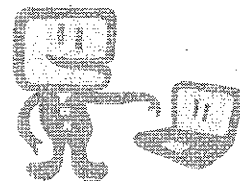


振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。

**電子納税のご案内** 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。



国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

印刷用紙

## 猶予制度の見直し (平成27年4月1日から適用)

- 納税者の負担軽減と早期・的確な納税の履行確保の観点から、換価の猶予について、これまでの税務署長の職権によるものに加え、納税者からの申請による制度を新設する。
- その他、納税の猶予及び換価の猶予について、担保要件の緩和のほか、分割納付の規定等の手続面の整備を行う。

	要件	延滞税	効果・手続等
納税の猶予 [納税者の申請]	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害により相当の損失を受けたとき</li> <li>② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき</li> <li>③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき</li> <li>④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき</li> </ul>	<p style="text-align: center;">免除</p> <p style="text-align: center;">軽減 〈27年は1.8%〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猶予期間は1年以内 (延長可・最大2年以内)</li> <li>・ 新たな督促、滞納処分の禁止</li> <li>・ 原則、担保が必要 (②～④の場合) ※</li> </ul> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割納付の規定整備</li> <li>・ 財産・収支等の資料提出 (提出困難な場合を除く。)</li> <li>・ 不許可事由・取消事由の整備</li> <li>・ 申請に係る質問検査権の整備</li> </ul>
換価の猶予 [税務署長の職権]	<p>納税について誠実な意思を有する場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき</li> <li>② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比べて、徴収上有利であるとき</li> </ul> <p>☆ 納税について誠実な意思を有する場合において、一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難となるおそれがあるとき(他に滞納がある場合は除く。)</p>	<p style="text-align: center;">軽減 〈27年は1.8%〉</p> <p style="text-align: center;">※ 担保が不要となる場合について、従来の「税額50万円以下の場合等」を「税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合等」に緩和。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猶予期間は1年以内 (延長可・最大2年以内)</li> <li>・ 原則、担保が必要 ※</li> </ul> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割納付の規定整備 (原則、毎月の分割納付)</li> <li>・ 財産・収支等の資料提出</li> <li>・ 不許可事由・取消事由の整備</li> </ul>